

確認書 記載要領

原則として、給付金の手続(確認書の記載・提出)は世帯主の方が行い、給付金についても世帯主の方の預金口座に振り込まれます。

【必須記載事項】

- 書き方については、まず(1)の確認欄をご確認ください。
- (1)の各項目に該当する場合には、チェック欄3か所に✓を入れていただき、(2)の確認欄に子ども加算の対象となる児童を記入してください。(対象となる児童が5名以上いる場合は、確認書裏面(7)に記入してください。)
- 次に(3)の「世帯主氏名」「確認日」「電話番号」をご記入ください。

【ここから先は、該当する方のみご記入ください。】

- (4)の口座欄が空白の場合または受取口座を変更したい場合は、裏面(5)の「受取口座記入欄」に振込を希望する口座情報をご記入ください。この場合、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(カナ)が確認できる通帳等の写しを添付してください。

【記載例】電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算) 支給要件確認書

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおりお知らせします。

以下の内容を確認して、支給要件に該当する場合には令和6年(2024年)8月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座振込
支給日 確認書の受付後、内容確認が完了した方から順次支給
支給口座 (4)
支給額 世帯あたり10万円+児童1人あたり5万円

■世帯主の方が、以下の確認欄1、2を記入してください。

必須 ●確認欄1(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。)

- (1)
- ✓ ①世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていません。
 - ✓ ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ✓ ③親本市以外の市区町村で、令和5年度以降に親本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していません。

- ※1 ①②③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
※2 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

必須 ●確認欄2(以下の表に、子ども加算の対象となる18歳以下の児童の氏名、生年月日を記載してください。)

- (2)
- ※1 子ども加算の対象となる児童は、次のア、イ、ウに該当する児童です。
- ア 令和5年12月1日時点で、住民税上、同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
 - イ 令和5年12月2日以後に生まれた新生児
 - ウ 住民税上、別世帯であるが扶養している児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
- ※2 施設入所児童は、住民税上、同一世帯であっても子ども加算の対象外です。
(施設入所児童とは、児童養護施設、乳児院、障がい児入所施設等に入所している児童をいいます。)
- ※3 別世帯で子ども加算の対象となっている児童は、子ども加算の対象外です。

	(フリガナ)氏名	生年月日	児童 課税の別	住所(別居の場合のみ)
1	熊本 太一	平成 18 年 4 月 5 日	☐ 同居 ☒ 別居	熊本県熊本市中央区中央町1丁目1番1号00番0号
2	熊本 桃子	平成 24 年 5 月 6 日	☒ 同居 ☐ 別居	
3		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
4		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	

■上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

- (3)
- ※1 確認内容が誤っている場合は、給付金(住民税均等割のみ課税世帯、子ども加算)の返還を求める場合があります。
※2 意図的に虚偽の記載をした場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※3 令和6年8月31日までに返送がない場合、または返送した確認書に不備があり、令和6年8月31日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

必須 世帯主氏名 熊本 太郎 確認日 令和 6 年 2 月 29 日 電話番号 090-1234-5678

〈裏面も必ずご確認ください〉

裏面へ

※裏面の記載例は、この紙の裏面をご確認ください。

【ここから先は該当する方のみご記入ください。】

- 代理人の方が手続・受給される場合には、(6)に代理人の方の情報を記入し、世帯主の方が署名していただく必要があります。

※代理申請・代理受給は、世帯員の方や法定代理人(成年後見人など)等限られた方のみ可能です。この場合、代理人と世帯主本人両方の本人確認書類の写し(法定後見人の場合には、世帯主本人の本人確認書類の代わりに、代理権が確認できる書類(登記事項証明書等)の写し)を添付してください。

- こども加算の対象となる児童が5名以上いる場合は、(7)に対象となる児童について記入してください。

【確認書裏面の記載例】口座が空欄となっている場合や受取口座を変更されたい場合には、

- ※1 長期出入会のない口座を記入しないでください。
 ※2 受取口座記入欄に記載した場合、送込先金融機関口座確認書類を添付してください。
 ※3 世帯主以外の口座に振込を希望される場合には、下記の「代理確認・受給を行う場合」

ゆうちょ銀行の口座番号で番号が8桁の場合は、番号から最後の1を省略した7桁の数字をお書きください。

【受取口座記入欄】

表面の上部に記載の支給口座に代えて(または当該口座が空欄の場合)、下記の口座に振込を希望します。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
市役所	お城	1普通	123456	クマモト タロウ
金融機関コード	支店コード			
1234	123			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、熊本市協賛高層重要支援助付金コールセンター(096-355-8888)までお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名			
クマモト ハナコ	妻	大正 昭和 平成 56年 7月 8日	〒 860-8601 住所 熊本市中央区手取本町1-1 日中に連絡可能な電話番号 080(1234)5678
上記の者を代理人と認め、 本給付金の ①確認・請求 ②受給 ③振替・受取及び受給 を委任します。 一法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		申請者 (世帯主)氏名	署名
		熊本 太郎	熊本 太郎

【確認欄2の追加表】

	(フリガナ)氏名	生年月日	世帯員別	住所(別居の場合のみ)
5		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
6		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
7		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	
8		平成・令和 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	

◆ 確認書を提出する前に 確認書に記載漏れがないか、以下の項目についてご確認をお願いします。

【必須記載事項】

- 確認書表面(1)確認欄の3か所に✓を記入していますか？
- 確認書表面(2)にこども加算の対象となる児童の「フリガナ」「氏名」「生年月日」「住所(別居の場合のみ)」を記入し、「同居・別居の別」に✓を記入していますか？
- 確認書表面(3)に「世帯主氏名」「確認日」「電話番号」を記入していますか？

【該当する方のみ】

- 確認書裏面(5)の「受取口座記入欄」に振込を希望する口座情報を記入していますか？
- 受取口座欄に記入した場合は、金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義(カナ)が確認できる通帳等の写しが添付されていますか？
- こども加算の対象となる児童が5名以上いる場合、確認書裏面(7)に記入していますか？

【代理人が確認・請求または受給する場合】

- 代理人と世帯主本人両方の本人確認書類の写しが添付されていますか？
 ※法定後見人の場合には、世帯主本人の本人確認書類の代わりに、代理権が確認できる書類(登記事項証明書等)の写しが添付されていますか？
- 確認書裏面(6)に世帯主の方の署名がしてありますか？